# 経営者保証を不要にできるメニューのご案内

# 信用保証料の上乗せ なし

金融機関連携型

●経営者保証を不要とするプロパー融資の残高がある(または同時実行する)

財務要件型

●財務要件が一定の水準にある

詳しくは裏面を ご覧ください!

担保充足型

●不動産担保の十分な保全がある

上記要件を充足しない場合は…

# 信用保証料の上乗せ あり

事業者選択型

信用保証料を上乗せすることで 経営者保証を不要としたい



その他個別制度

●創業時や事業承継時向けの

経営者保証を不要とする個別保証制度 等

お問い合わせ先



○54-252-2121 〒420-8710 静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル5階

浜松 支店 053-458-1212 〒430-8666 浜松市中央区田町330-5 遠鉄田町ビル6階



055-926-0100 〒410-8691 沼津市米山町6-5 沼津商工会議所会館3階



# 金融機関 連携型

(BK連携型)

•【要件】

次の(1)~(3)をすべて満たす法人

- (1) 申込金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ 担保等による保全がない融資残高がある(または同じタイミングで上記と同内容の融資を行う)こと
- (2) 次の**両方を**満たすこと
  - ①直近決算において債務超過でない

「事業者選択型」と異なり、 ①②両方満たす必要があります!

- ②直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない
- (3) 法人と経営者との一体性解消が図られていることを申込金融機関が確認していること
- •【対象制度】

すべての保証制度

•【添付書類】

「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書



#### •【要件】

直近決算において、次の基準ア〜ウのうち、いずれかに該当する法人

(1を満たし、次の2・3のいずれか、および4・5のいずれかに該当する法人)

	項目	基準ア	基準・イ	基準・ウ
1	純資産額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5 億円以上
2	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
3	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
4	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
5	インタレスト・カバレッジ・レーシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

# 財務要件型

•【対象制度】

財務要件型無保証人保証制度

【添付書類】

財務要件型無保証人保証制度 資格要件確認書

#### 担保充足型

事業者選択型

経営者保証

非提供制度

(横断的制度)

•【要件】

法人または経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全(当協会の担保評価で100%以上)が図られること

【対象制度】

すべての保証制度 ※無担保要件の保証制度は対象外

【添付書類】

通常の不動産担保を提供する保証申込時に添付する書類

### 【要件】

次の(1)~(5)をすべて満たす法人

- (1)過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること
- (2) 直近決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者等への役員報酬、賞与、 配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと 法人設立後、1期目の決算
- (3) 次のいずれかを満たすこと
  - ①直近決算において債務超過でない
  - ②直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない
  - ➡①・②の両方を満たす場合は、保証料率0.25%上乗せ
  - **⇒**1・2のいずれかを満たす場合

または法人の設立後2事業年度の決算がない場合は、保証料率0.45%上乗せ



未到来でも利用可能です!

- (4)次の①および②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
  - ①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること
  - ②保証申込日を含む事業年度以降の決算においても、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ 代表者等への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと
- (5) 信用保証料率の上乗せにより経営者保証を提供しないことを希望していること

#### 【対象制度】

無担保保険(限度額8千万円)等を利用するすべての保証制度 ※普通保険(限度額2億円)の利用時は対象外 【添付書類】

「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書

# 個別保証制度

#### 創業時

スタートアップ創出促進保証

#### 事業承継時

事業承継特別保証

中小企業特定社債保証

事業者選択型 経営者保証非提供促進特別保証 (国補助制度)(※1)

プロパー融資借換特別保証(※2)

流動資産担保融資(ABL)保証

※1・2 保証申込受付期間は令和9年3月31まで

など